

一般社団法人	任意団体	備考
<p data-bbox="107 212 448 244">日本デザイン学会会員規程</p> <p data-bbox="107 308 403 339">平成 28 年●月●日制定</p> <p data-bbox="107 595 835 722">第 1 条【正会員】正会員の資格は、次の各号のいずれかひとつに該当するデザインに関する学歴・経験をもつ者とする。</p> <ol data-bbox="107 738 835 1345" style="list-style-type: none"> 1) 4 年制大学またはこれに準ずる外国の大学においてデザイン専門の課程を卒業した者 2) 4 年制大学またはこれに準ずる外国の大学においてデザイン専門以外の課程を卒業し、デザインに関する研究歴を有する者 3) 大学院または 4 年制大学の研究科、専攻科においてデザイン専門課程に在学する者および修了した者 4) 短期大学、専門学校またはこれに準ずる学校においてデザイン専門の課程を卒業した後、2 年以上の研究歴を有する者 5) 高等学校またはこれに準ずる学校においてデザイン専門の課程を卒業した後、4 年以上の研究歴を有する者 6) その他、理事会において適当と認められた者 	<p data-bbox="862 212 1310 244">日本デザイン学会会員資格基準細則</p> <p data-bbox="862 308 1187 339">昭和 40 年 11 月 13 日制定</p> <p data-bbox="862 355 1187 387">昭和 51 年 11 月 20 日改正</p> <p data-bbox="862 403 1176 435">昭和 62 年 6 月 15 日改正</p> <p data-bbox="862 451 1176 483">平成 17 年 6 月 18 日改正</p> <p data-bbox="862 499 1220 531">平成 23 年 6 月 24 日一部改定</p> <p data-bbox="862 595 1590 722">第 1 条【正会員】正会員の資格は、次の各号のいずれかひとつに該当するデザインに関する学歴・経験をもつ者とする。</p> <ol data-bbox="862 738 1590 1345" style="list-style-type: none"> 1) 4 年制大学またはこれに準ずる外国の大学においてデザイン専門の課程を卒業した者 2) 4 年制大学またはこれに準ずる外国の大学においてデザイン専門以外の課程を卒業し、デザインに関する研究歴を有する者 3) 大学院または 4 年制大学の研究科、専攻科においてデザイン専門課程に在学する者および修了した者 4) 短期大学、専門学校またはこれに準ずる学校においてデザイン専門の課程を卒業した後、2 年以上の研究歴を有する者 5) 高等学校またはこれに準ずる学校においてデザイン専門の課程を卒業した後、4 年以上の研究歴を有する者 6) その他、理事会において適当と認められた者 	<p data-bbox="1619 308 2145 387">一般社団法人設立後の理事会において制定</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第2条【学生会員】学生会員の資格は、大学等、高等教育機関に在籍し、デザイン研究に関心を持ち、将来、第1条の正会員資格基準に達することが可能な学生とする。なお、学生会員として入会するためには、学生証などによる在籍証明書、および指導教員の推薦書が必要となる。</p> <p>第3条【賛助会員】賛助会員の資格は、本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納入する個人もしくは団体とする。</p> <p>第4条【年間購読会員】年間購読会員の資格は、本会の発行する学会誌を年間購読するため、規定の会費を納入する個人もしくは団体とする。</p> <p>第5条【名誉会員】名誉会員の資格は、本学会の発展に対し著しい功労のあった者で、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>1) 本学会における優れた研究発表のあった者（優れた原著論文・研究発表など）</p> <p>2) 学会の運営面で特別功績のあった者（<u>理事</u>、<u>監事</u>などで重要な役割を果たした者）</p> <p>3) その他、本学会に対して顕著な功労のあった者</p>	<p>第2条【学生会員】学生会員の資格は、大学等、高等教育機関に在籍し、デザイン研究に関心を持ち、将来、第1条の正会員資格基準に達することが可能な学生とする。なお、学生会員として入会するためには、学生証などによる在籍証明書、および指導教員の推薦書が必要となる。</p> <p>第3条【賛助会員】賛助会員の資格は、本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納入する個人もしくは団体とする。</p> <p>第4条【年間購読会員】年間購読会員の資格は、本会の発行する学会誌を年間購読するため、規定の会費を納入する個人もしくは団体とする。</p> <p><u>第5条【終身正会員】終身正会員の資格は、正会員として本会に満50年以上所属し、その間本会の発展に功労のあった者とする。</u></p> <p>第6条【名誉会員】名誉会員の資格は、本学会の発展に対し著しい功労のあった者で、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>1) 本学会における優れた研究発表のあった者（優れた原著論文・研究発表など）</p> <p>2) 学会の運営面で特別功績のあった者（<u>会長</u>、<u>副会長</u>、<u>理事</u>、<u>支部長</u>、<u>監査</u>などで重要な役割を果たした者）</p> <p>3) その他、本学会に対して顕著な功労のあった者</p>	<p>終身正会員は削除しています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>2. 名誉会員は、原則として 65 歳に達した会員を対象とし、年度当初に理事会において審議するものとする。</p> <p>3. 役員任期の途中で名誉会員に推された場合は、任期が終了するまでその任務を継続する。</p> <p>4. 名誉会員は次の各号の特典を有する。</p> <p>1) 会費，大会参加費などの免除</p> <p>2) 上記のほかは，大会参加，発表，印刷物送付，</p> <p>3) ただし，日本デザイン学会役員等選挙規程により，名誉会員は役員の選挙権・被選挙権を有さないものとする。</p> <p>第6条【客員会員】客員会員の資格は，本学会の発展に寄与する<u>個人</u>で，次の各号に該当する者とする。</p> <p>1) 本学会にとって価値ある研究実績を有する者（優れた著書，原著論文，研究・作品発表など）</p> <p>2) 本学会の運営面で特別功績のあった者（海外との交流事業などにおいて重要な役割を果たした者）</p> <p>3) その他，本学会に対して顕著な功労のあった者</p> <p>2. 客員会員の選任については，随時，理事会において審議するものとする。</p> <p>3. 客員会員は，第5条第4項と同等の特典を有する。</p>	<p>2. 名誉会員は、原則として 65 歳に達した会員を対象とし、年度当初に理事会において審議するものとする。</p> <p>3. 役員任期の途中で名誉会員に推された場合は、任期が修了するまでその任務を継続する。</p> <p>4. 名誉会員は次の各号の特典を有する。</p> <p>1) 会費，大会参加費などの免除</p> <p>2) 上記のほかは，大会参加，発表，印刷物送付，</p> <p>3) ただし，日本デザイン学会役員選挙規定により，名誉会員は役員の選挙権・被選挙権を有さないものとする。</p> <p>第7条【客員】名客員の資格は，本学会の発展に寄与する<u>外国人</u>で，次の各号に該当する者とする。</p> <p>1) 本学会にとって価値ある研究実績を有する者（優れた著書，原著論文，研究・作品発表など）</p> <p>2) 本学会の運営面で特別功績のあった者（海外との交流事業などにおいて重要な役割を果たした者）</p> <p>3) その他，本学会に対して顕著な功労のあった者</p> <p>2. 客員の選任については，随時，理事会において審議するものとする。</p> <p>3. 客員は，第5条第4項と同等の特典を有する。</p> <p>第8条【顧問】名顧問の資格は，本会の発展に対して<u>必要な指導ならびに監督を得ることのできる個人</u>で，次の各号に該当する者とする。</p> <p>1) 本学会の目的に合致した貴重な研究実績を有する者（優</p>	<p>備考</p> <p>外国人の要件を外しています。</p> <p>顧問は削除しています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第7条【会費および入会金】会員の会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1)正会員 年額 13,000円 入会金 5,000円</p> <p>(2)学生会員 年額 6,500円 入会金 免除</p> <p>なお、学生会員を終了し、正会員に移行する場合の入会金も免除される。</p> <p>(3)賛助会員 1口年額 10,000円 口数3口以上</p> <p>(4)年間購読会員 年額 25,000円</p> <p>(5)名誉会員 会費の納入を必要としない</p> <p>(6)客員会員 会費および入会金納入を必要としない</p> <p>2. 会費は、当該年度初めに納入する。</p> <p>3. 年度途中の入会にあたっては、入会時に当該年度の会費を納入するものとする。</p> <p>第8条【会員の権利】会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>(1)正会員 代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。</p> <p>(2)すべての会員は、本会が発行する学会誌など刊行物の</p>	<p>れた著書，原著論文，研究・作品発表など)</p> <p>2) 本学会の運営面に貴重な貢献をなす者(各種事業の遂行に際し重要な役割を果たす者)</p> <p>3) その他，本学会に対し顕著な功労をなす者</p> <p>2. 顧問の選任については，随時，理事会において審議するものとする。</p> <p>3. 顧問は，第5条第4項と同等の特典を有する。</p> <p>(新設)</p>	<p>備考</p> <p>定款上には、会費および入会金の具体的な金額を記載していないため、細則に記載することになります。</p> <p>定款上には、会員の特典を記載していないため、細則に記載しています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p><u>配布を受ける。ただし学生会員にあっては、本学会が提供する電子ジャーナルもしくは電子化された学会誌の保存記録(アーカイブ)からダウンロードによる取得とする。</u></p> <p><u>(3)年間購読会員を除く会員は、研究発表大会や学会誌への投稿などをはじめ、本会が主催する事業に参加することができる。</u></p> <p><u>第9条 【休会および会費の免除】 正会員、学生会員が休会しようとするときは、休会届および必要書類を会長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2. 会長は、当該会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、当該会員の休会を認め、次年度から会費を免除することができる。</u></p> <p><u>(1)病気療養のため、1年以上、その業務を離れるとき</u></p> <p><u>(2)海外出張のため、1年以上、国内を離れるとき</u></p> <p><u>(3)当該会員に休会の必要を認めるにたる十分な事由が生じたとき</u></p> <p><u>3. 前項の規定により休会の期間は、当該事由が止んだ旨、本人からの申し出があつたときまでとする。ただし、5年以上、休会することはできない。</u></p> <p><u>第10条 【会員資格の喪失に伴う権利および義務】 会員が定款第8条、第9条又は第10条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができな</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>備考</p> <p>定款上には、休会規定を記載していないため、細則に記載しています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p><u>い。</u></p> <p><u>2. 本会は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。</u></p> <p>付則</p> <p>第1条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。<u>ただし、第7条の会費および入会金の変更は、総会の議決によるものとする。</u></p> <p>第2条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>付則</p> <p>第1条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。</p> <p>第2条 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>第3条 この細則の改正は、平成17年6月18日から施行する。</p> <p>第4条 この細則の改定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>会費および入会金については、会員に関する重要意思決定事項であり、従来、会則に規定されていたことから、理事会決議ではなく、総会決議にしています。</p>